

長崎市農業委員会 令和3年6月総会 議事録

1 日 時 令和3年6月28日(月) 14:00 開会
15:05 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(16名)

井川 義英	石橋 一次	岩本 隆	岩永 一也	後山 裕義
上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡 亜也子	平尾 政博
松尾 隆治	峰 忠幸	柳川 八百秀	山口 邦俊	山口 眞佐栄
山崎 実男				

5 欠席農業委員(3名)

赤瀬 孝則 森山 安男 山脇 貞雄

5 出席推進委員(0名)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず

6 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年6月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況を鑑み、6月21日の運営委員会で協議をいたしまして、総会出席者を議決権のある農業委員のみとする措置を取らせていただきましたことを併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と田平孝廣委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・田平委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が5件ございます。まず、初めに第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第1号議案1番と2番につきましては関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。1番は、現川町の〇〇さんが所有する、現川町の農地1筆14㎡について、現川町の〇〇さんが交換により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして2番は、現川町の〇〇さんが所有する、平間町の農地1筆47㎡について、現川町の〇〇さんが交換により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。

申請理由といたしましては、交換する農地の近くに各々の所有地があり、耕作管理の利便性向上のため交換するものであります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが1番の写真、次が2番の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、1番が3人で380日、2番が1人で150日ということで要件を満たしております。第5号

の下限面積につきましては、今回の取得で1番の経営面積が7,120.24㎡、2番の経営面積が6042.24㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、6月18日に後山裕義農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆について、公衆用道路として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成7年から既に公衆用道路として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。オーシャンパレスゴルフクラブの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、さらに拡大した写真になります。当該地は平成7年9月頃、地域住民から「道路として使用したい」との要望があり、地権者と協議の結果、同意にいたったものの、農地転用の許可を得ず道路となされたものでございます。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流され、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、6月15日に森山安男農業委員をお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして第2号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き2ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は平成7年から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確

認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が現況平面図でございます。当該地は、約50メートル離れた自宅の駐車場として2台分の駐車を確保するために、平成7年に許可を得ずに駐車場として整備されております。なお、隣接する8番3の擁壁部分は、同じく追認許可相当として先月ご審議いただき、すでに許可となっております。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流され、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が配置図でございます。2台分の駐車となります。次が現地の写真です。立会につきましては、5月17日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、大分県別府市の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、西海町の〇〇さんが、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が現況平面図です。譲受人は、造園業を営まれており、青い部分が現在の資材置場ですが、手狭であることから、申請がなされたものでございます。当該地は、優良な農地と隣接するため、約2.5メートルを緩衝地として設け、整地につきましては、隣地に土砂が流出しないように軽微な粗整地に留め、現状に近い状態で使用いたし

ます。なお、水色の線が当該地より下流側の取水用の水路となっており、農業用水についても問題ありません。雨水排水につきましては、自然流下により水路に放流され、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、6月16日に森山安男農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について」ですが、2番は〇〇委員が、7番は〇〇委員の同居の親族が対象の案件となっておりますので、最後に個別に審議します。それでは、事務局から2番と7番を除く議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、長崎市が所有する、高島町の農地1筆13,998㎡について、浪の平町の〇〇が、5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、26,170㎡となり、利用につきましては高島トマトを栽培しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高島港の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は、6月16日に田平孝廣農業委員にお願いし、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆689㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆689㎡について、10年間の使用貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,638㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は6月15日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見

をいただいております。

続きまして、第4号議案4番についてご説明いたします。議案書は引き続き5ページをご覧ください。本件は、新牧野町の〇〇さんが所有する新牧野町の農地2筆4,632㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆4,632㎡について、5年間の賃貸借により、新牧野町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、19,862㎡となり、利用につきましては採草放牧地を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海中学校の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は6月17日に岩永一也農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案5と6番につきましては関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。5番は、新牧野の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆445㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆445㎡について、5年間の使用貸借により、新牧野町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして、6番は、新牧野町の〇〇さんが所有する新牧野町の農地1筆678㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆678㎡について、5年間の使用貸借により、新牧野町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,192㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海中学校の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが5番の現地の写真、次が6番の現地の写真です。現地調査は6月17日に岩永一也農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第4号議案8番についてご説明いたします。議案書は7ページをご覧ください。本件は、さくらの里1丁目の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆694㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆694㎡について、5年間の賃貸借により、椿が丘町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,527㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は5月17日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案9番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆2,951㎡について、

長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,951㎡について、10年間の使用貸借により、琴海戸根町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,805㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は5月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして第4号議案10番についてご説明いたします。議案書は引き続き8ページをご覧ください。本件は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆3,890㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆3,890㎡について、20年間の賃貸借により、孫である西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,890㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三京クリーンランド埋立処分場の西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査は5月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案1番及び3番から6番並びに8番から10番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案1番及び3番から6番並びに8番から10番について、計画相当と認めることことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案1番及び3番から6番並びに8番から10番について、計画相当と認めることことに決定いたします。続きまして、第4号議案2番の審議をいたします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書は4ページをご覧ください。本件は、琴海尾戸町の〇〇さんが所有する西海町の農地9筆6,648.67㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地9筆6,648.67㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、13,795.67㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三京クリーンランド埋立処分場の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は5月17日に森山安男農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番について、計画相当と認めることことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番について、計画相当と認めることことに決定いたします。続きまして、第4号議案7番の審議をいたしますので、〇〇委員の復席を認めます。また、〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員復席 及び 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、続きまして第4号議案7番について、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第4号議案7番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、田中町の〇〇さんが所有する牧島町の農地4筆2,045㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆2,045㎡について、10年間の使用賃貸借により、戸石町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものです。設定後の経営面積は、2,045㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市水産センターの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は

6月15日に尾崎正孝推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案7番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案7番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案7番について、計画相当と認めることに決定いたします。

○議長 それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の9ページから32ページにかけて掲載しております。32ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は野母崎樺島町の1,031筆、639,486.72㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。野母崎樺島町の全体の航空写真でございます。次が、拡大した写真になります。拡大した航空写真が6枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年4月26日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番の個別案件についてご説明いたします。議案書の33ページをご覧ください。2番は、京泊町の〇〇さんが所有する三京町の農地1筆で、面積は299㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三京クリーンセンターの南側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、6月16日に井川義英農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから4ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続等の届出等が義務づけられているもので、先月は、11件の届出がありました。続きまして、資料の5ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の6ページから7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が、9件提出されました。合計24件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、6月10日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和3年度ながさき農業委員会1・1・1運動」について、事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項3についてご説明させていただきます。資料は別途配付しております冊子をご覧ください。5月20日に開催された農業委員会会長・事務局長会議において、「1委員会、1年間で、1つ以上の事例を報告」というスローガンと、①実質化から実現へ、②農地利用最適化交付金のフル活用、③農業委員・推進委員と公社委託職員の情報共有強化、の3つのポイントを基に、令和3年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」の実施要領が定められ、長崎県下全ての農業委員会で取り組んでいくことが決定しております。資料の1ページをご覧ください。1目的ですが、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務に位置づけられて5年が経過し、農業委員会が農地利用最適化にどれだけ貢献し

てきたか、その成果が強く求められていること及び農地中間管理事業の5年見直しにおいて、農業委員会の役割が明確に位置づけられ、「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みの一翼を農業委員・推進委員が担い取り組んできたが、今後は、将来方針に基づくプランの実現が求められております。今後は令和3年度の活動状況を含め農業委員会における農地利用最適化活動の定量的な把握を行ったうえで、農業委員会法の5年後検証が実施される見込みであることも踏まえると、今年度の取り組みが非常に重要であり、その実績並びに成果を定量・定点的に把握するとともに示していく必要があることから、今年度は、「農地利用の最適化」の取り組みを最重点活動と位置づけ、県下全委員による「更なるマッチング活動」の取り組みの徹底と農地利用最適化交付金の積極的な活用、各農業委員・推進委員毎の活動状況の把握の徹底を図るとともに、各農業委員会において令和3年度に実施した農地利用の最適化の現場活動優良事例を1つ以上報告できるように取り組む「ながさき農業委員会1・1・1運動」を実施することとなっております。4取組方針の(1)の①に記載のとおり、ア農地利用最適化対策、イ農業者年金推進対策、ウ情報提供対策の3つの対策が定められており、それぞれの目標達成に向けて活動を行っていただくこととなりますが、その目標につきましては、資料5ページをまずご覧ください。農地利用最適化対策の県全体の目標として、1全委員が集落での話し合い活動に参加する、2実質化された人・農地プランの実現に向けて必要な深掘調査を実施する、3県全体で1,374haの集積を目指す、4県全体で655haの遊休農地解消を目指す、5活かすべき農地を明確にする為、県全体でB分類農地2,756haの非農地処理を目指す、という5つが定められています。資料8ページをご覧ください。農業者年金推進対策につきましては、県全体で86人の新規加入者の確保を目指すこととされており、9ページをご覧ください。情報提供対策につきましては、県全体で全国農業新聞2,542部の購読部数の維持を目指すこととされています。

これらの目標に対する農業委員・推進委員の個人目標が12ページに記載されております。農地利用の最適化活動につきましては、集落での話し合い活動に必ず参加する、重点地域における深掘調査に積極的に取り組む、農地中間管理機構委託職員と定期的に情報交換を行う、農地利用集積活動については1委員で2ha以上の集積を、荒廃農地解消活動については1委員で1ha以上の荒廃農地解消を、農業者年金加入推進活動については1委員で5戸以上の戸別訪問を必ず実施すること、全国農業新聞普及活動については1委員で1部以上の新規購読者を確保すること及び委員全員が必ず購読すること、が挙げられております。

これらの個人目標を踏まえ、13ページに市町毎の数値目標が設定されており、長崎市は表の1番上の行になりますが、農地集積目標は86ha、荒廃農地の解消目標は62ha、非農地処理は616ha、農業者年金加入推進目標は3人、全国農業新聞購読目標は148部となっております。目標達成にむけて、それぞれの取り組みを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

資料の10ページにお戻りください。農業委員会でこの1年間取り組んだ活動事例を長崎市の事例として作成し、来年の4月に農業会議に提出することとなります。11ページに

は吉崎市農業委員会の活動事例が掲載されておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

最後に、資料の1ページにお戻りください。資料の一番下の欄に記載のとおり、対策毎にリーダー及びサブリーダーを決定し、数値目標の達成に向けた具体的活動計画の策定や目標達成に向けた進捗状況の管理などを行うこととされております。その中で、イの農業者年金対策につきましては、すでに各地区から農業者年金加入推進部長を選出いただき、各委員及び長崎西彼農協、農業者年金受給者協議会と連携した推進体制を定めておりますので、それに沿った形でよいかと思っております。ウの情報提供対策として、まず全国農業新聞の購読につきましては、特段の推進体制は定めておりませんが、各委員引き続き加入推進をそれぞれでお願いしたいと思います。また、ながさき農委だよりにつきましても、農委だより編集会議に所属する委員の皆さんを中心に年2回発行しております。作成する記事を検討する際には、その他の委員の皆さんにも地域の情報等の提供を今後お願いしたいと考えておりますのでご協力いただきますようお願いいたします。アの農地利用最適化対策についてですが、これは、農地集積と遊休農地対策の2つが入っているんですが、遊休農地の件について長崎市全体の対策としては、遊休農地対策検討委員会を中心に検討いただき活動していくことになろうかと思っております。個別の遊休農地対策については、アの対策の1つである農地集積対策とも関連することになりますが、今年度既に、実質化された人・農地プランの実現に向けて、各集落における取り組みを検討していただいているところですが、選定したエリアでの活動に取り組んでいただくことが最終的にこのアの対策についての実績につながっていくのではないかと考えています。新たな班編成は、事務局としては考えておりませんが、今後、各集落の取り組みの進捗状況を他の集落とも共有するため、定期的に総会等の場で報告していただければと考えておりますので、各集落毎に、1、2名、進捗管理及び報告する委員を選定していただきたいと考えております。先日の運営委員会での話の内容を事務局として整理して話したつもりですが、その時の内容と異なっている場合、それから今初めて聞かれる他の委員の方につきましても、この件に関してご意見があれば伺いまして、来月、推進委員の方も出席していただく総会の際に再度周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 この件につきまして、今3地区では、地区集会を行っているところですが、あと3地区、是非地区集会をしていただいで、そういった取り組みについての方向性というのを示していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。各地域で人・農地プランが実質化されておりますので、これを実行するに当たっては、その実質化

されたものが一番根本になってくるように、そしてこれからは、それぞれ地域の農業に合っていくような方針になってくるのではないかと思いますので、それぞれの地域で農業委員と推進委員が一緒になってしっかりと方向性を決めていただいで、残す地域、残す農地、それを誰が今後耕作するかという、そういうこともしっかりと皆さんで議論をしていただければと思っております。そういうことで、これから仕事自体が多くなっていくわけですが、よろしく願いいたします。頑張っただけ、この農地利用最適化交付金もございまして、こういったものを活用しながら、活動の推進を行っていただければと思っております。よろしく願いいたします。他にございせんか。ないようでしたら、ここで、先月総会で審議していただきました、農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について、事務局から、補足説明をお願いいたします。なお、本件は許可意見を付して知事に進達を行い6月3日付で既に許可となっております。それではお願いいたします。

○農地係長 それでは、補足説明資料をご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート建設工事に伴う湧水対策設備設置のため、農地として復旧できない部分を一時転用から永久転用に変更するための変更承認申請がなされたものになりますが、当該申請に係る湧水対策設備につきまして補足説明をさせていただきます。現川地区におきましては、トンネル工事により減湧水事象が発生し、応急的に灌漑用湧水対策設備を現川地区各所に整備しましたが、水源が枯渇するなどの問題が生じておりました。このため応急設備としてトンネル抗口付近からの湧水を活用する案が計画され、当該地に各地区配水タンクへの送水所として、第一受水槽 27 m³ 第二受水槽 340 m³ 送水ポンプなどの設置を行っております。

本件は灌漑用の水の確保という非常に緊急性が高い事案であったことや、トンネル抗口付近以外での水源がなかったことから、当該地に整備が行われたものであります。その後、トンネル湧水からの送水量と各地区の配水量の水収支バランスが取れていることが実証され、地元補償対象者より恒久的な設備として許諾されたことに加え、応急施設とはいえ既存構造物を取り壊し、再度構築することは経済的にも現実的でないことから、永久転用への変更申請を行うものでございまして。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、転用計画平面図です。緑色の部分が当初計画のとおり農地復旧がなされる部分で、赤い部分が永久転用に変更する部分でございます。青枠で囲んだ部分が湧水対策設備である第一、第二受水槽及び送水ポンプになります。黄色で囲んだ部分は、現川地区での給水所となります。また赤で着色した部分は、当該施設の管理用道路としてそのまま利用し、仮設栈橋につきましては、現在地より西側に設置する計画となっております。これらの部分につきまして、一時転用から永久的な転用に変更するものでございまして。次が、拡大した受水槽の配置図になります。次が、第一受水槽の構造図、次が、第二受水槽の構造図になります。次が、第一・第二受水槽の断面図になります。次が、現地の写真です。立会につきましては、5月18日に後山裕義農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以

上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

○上川委員 何度も計画が二転三転する中で、設備の完成とかみたわけですが、今後、地域を代表される後山委員にお答えをいただければと思っているんですが、今後その今の状況に対して地域住民、特に農家の方々への恩恵の部分、また設備を利用するにあたっての負担金等どうなっているのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○後山委員 地区にとっては、管理とか何とか水不足にならないように機構の方からしていただいておりますので、そして、まだ地区に対する負担などは全然ないですね。水不足にならないように立派な施設を作っております。

○上川委員 設備費などの負担はないんですか。

○後山委員 そういうのはないんですけれども、今からその辺りが問題になってくるんですよね、運営をどういうふうにするか、施設としては立派なものを建設していただいております。

○上川委員 わかりました。

○議長 今の質問に対して、事務局から説明がありますか。

○農地係長 事務局から補足説明をさせていただきます。この設備につきましては、基本的には、長崎市のほうでおそらく管理をしていくことになるかと思っていますけれども、どの部署が所管をして管理をしていくのかというところは、今後協議をして決めていくことになっております。以上でございます。

○議長 他にございませんか。できればこういった民間の施設とかを管理するような組織を市に作っていただかなければならないのではないかと思いますけれども、基盤整備についても土地改良組合が、300ha以上なくては基盤整備がなかなかできないという話も出てきているんですよね。長崎市の場合はないんですよね、土地改良組合も。それで諫早とか大村、雲仙市、島原市あたりはずっと合併をして大きな組織にしているようですが、やはり管理を最後までできないというのが大きな問題が出てきているのではないかと思いますよ。ですから、後で道路や送水管の管理などをどうしていくのかということも今いろんな問題が土地改良組合などにも出てきておりますので、できたらそういった組織を作っていただいて、皆さんもまだ、はっきりしておりませんが、声を

出していただいて、力をいただきたいと思っているわけです。よろしくをお願いします。他にございませんか。ないようでしたら、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。令和 3 年度の目標部数は、148 部となっており、先月の報告以降中止の申し出が 1 件ありましたので、現在の購読部数は 133 部、目標部数に 15 部足りない状況となっております。啓発活動の際にタオル等の普及資材が必要な場合は事務局にご連絡いただければ準備しますのでよろしくをお願いします。

続きまして、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」については、資料の 2 ページ及び 3 ページをご覧ください。令和 3 年度上半期の活動記録集計表になります。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の活動実績の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動時間や活動内容の記入漏れ等がないかなどをご確認の上、提出いただきますよう、お願いいたします。この交付金につきましては、先ほど会長から話があった取り組みの関係で、集落、地区で話をする際に、この交付金についても詳しく事務局から説明をさせていただいておりますので、まだ集落会議をされていない地区につきましては、その地区会議の際に合わせて交付金の詳しい説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項 3「令和 3 年 7 月、8 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は 4 ページをご覧ください。まず、7 月の予定ですが、9 日金曜日、「長崎県農業会議常設審議委員会」が 13 時 30 分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。21 日水曜日、10 時から農業委員会運営委員会、29 日木曜

日、14時から農業委員会7月総会を、総会終了後、農業委員会互助会定期総会を開催することとしております。なお、先日の運営委員会で7月の総会については、議会の第1・第2会議室で7月28日水曜日の開催予定として連絡しておりましたが。メルカつきまち5階の市民生活プラザ会議室で、当初の予定どおり29日木曜日に開催することとしましたので、日時・場所をお間違いのないようお願いいたします。

次に、8月の予定ですが、10日火曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から、23日月曜日、農業委員会運営委員会、30日月曜日、農業委員会8月総会を開催する予定としております。説明は以上です。

○議長 中間管理機構の研修会、懇談会は怎么样了。7月にするんですか。

○農政管理係長 7月の総会の時に中間管理事業についての説明をもう一度、県の農業振興公社の職員の方にお越しいただいて、総会の場で推進についてと管理、それぞれについてあたらめて説明をいただいて意見交換ができればということで準備を進めているところです。

○議長 いろいろと、貸した土地の草刈りができなかつたりしている所がかなりあるわけですよ、借りた人が、管理できない場合ですね。そういったところを公社も話をしておりますので、しっかりした意見交換をして、しっかりそれを踏まえてから推進をしていかなければならないのではないかなと、集積にしてもですね。ですから一度公社にきていただいて研修をして、意見交換をしたほうがいいのではないかとということで、計画をされておりますので、よろしく願いいたします。

他にございませんか。ないようでしたら、それではこれで6月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労様でした。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(上川 満治)

議事録署名人
(田平 孝廣)
